

「地域を支える建設業」検討会議 第49回全体会議 概要

1 日 時

令和5年8月9日（水） 9時30分～11時30分

2 場 所

長野県土地改良会館 4階大会議室

3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」。）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設部次長は「座長」。）

4 あいさつ

（1）新田建設部長（長野県）

本会議は、平成20年度の設立以降、先進的な入札制度の導入をはじめ、先端技術や人材確保への取組み、災害時の協力体制の構築など、社会環境の変化に応じた多様な課題に向き合い改善してきた。

本年度は5月上旬から、これまでの記録を更新する大雨も観測され、7月末現在の公共土木施設の被害報告額は、県・市町村あわせて100億円を超える規模となっている状況。

本県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用し、災害に強い県づくりを推進しているものの、災害の危険箇所や老朽化施設が未だ多く残っていることから、今後も継続的に取り組む必要がある。

先の国会において、5か年加速化対策後の国土強靱化を計画的かつ着実に推進させるため、「国土強靱化基本法」が改正され、この中の「実施中期計画」には、実施する施策の内容、計画期間や事業規模等が定められることから、より安定的かつ充実した計画となるよう、国に対して要望していく。

建設部の令和5年度予算の執行については、上半期までに概ね7割以上の契約を目標に、また、11月補正予算については、特別な事情があるものを除き、3月末までに全ての公告を目標に定めたところ。

11月補正予算については、6月末時点で予算額の約8割を契約し、順調に進んでいる。

5か年加速化対策を含む大規模な予算を着実に執行していくため、資材価格高騰に対する迅速な単価改定や、適正な工期設定など、県としても様々な対策を講じていく所存であり、引き続き、皆様のご協力をお願いする。

週休2日、生産性向上等の推進が待ったなしの状況。これらは、若い世代に対してのアピールにもつながるものであり、建設産業が将来にわたって社会に貢献していただくため、皆様と共に、働き方改革・就業促進の取組を着実に推進してまいりたい。

(2) 木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 協会に対して働き方改革（残業時間）に関するアンケート調査を行った。書類作成等による時間外労働が多くみられる。来年度の時間外労働の上限規制に対するの対策としては、技術者を多く配置することや、工期短縮を度外視した工程を組むなどが挙げられるが、昨今の技術者不足や入札参加時のインセンティブを考えると現実的ではない。女性雇用の拡大も含め、事務職員の建設ディレクターを養成する体制をサポートする施策が必要になっていると感じる。
- ・ 本会議も開催から16年経過したが、制度の改正等により課題が尽きることはない。今後も発注者・受注者の立場で本音の意見交換ができる場が必要と考える。
- ・ 県の予算について維持管理費の不足感がある。応急対応に関わってくることなのでご意見を伺いたい。また国の予算については「国土強靱化基本法」の改正も含め、引続き安定した予算の確保をお願いしたい。

5 議 事

(1) 県からの報告事項（県から説明）

- | | |
|-------------------------------|------|
| ① 令和5年度予算執行状況について | 県資料1 |
| ② 入札制度の見直し等について | 県資料2 |
| ③ 週休2日工事の実施状況について | 県資料3 |
| ④ BIM/CIMの推進について | 県資料4 |
| ⑤ ICT活用工事等への取組について | 県資料5 |
| ⑥ 誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について | 県資料6 |
| ⑦ 建設産業の次世代を担う人材確保の取組について | 県資料7 |

(2) - 1 協会からの要望事項 協会資料 No. 1

1 災害に強い安全・安心な県づくりと地域経済の活性化、社会資本整備を推進するための公共投資について

[協会]	令和5年度の政府予算では、公共事業関係費の総額は、6兆600億円が確保され、国土交通省関係では5兆2,502億円となり、特に公共事業の中心となる防災・減災、国土強靱化関連予算は、3兆9,497億円が確保されました。一方で、建設業における令和6年4月からの時間外労働の罰則付き上限規制の適用を来年に控え、働き方改革の着実な進展に向けた取組が喫緊の課題となっております。 また、県の令和5年度当初予算は、一般会計の総額1兆456億円余で、公共事業費（補助・県単独・直轄・災害復旧）は、1,127億円となり、令和4年度11月補正予算の公共事業費449億円等も加えると、1,653億円と
------	--

	<p>なりました。予算の確保が厳しい中、公共事業予算の確保に対しまして御礼申し上げます。</p> <p>近年は大規模自然災害が頻発しており、これら自然災害から県民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、益々大きなものとなっておりましたが、今般のコロナ禍、ウクライナ危機や円安等の影響による建設資材等の価格高騰・品薄等により、地域建設業を取り巻く状況は大変厳しくなっております。</p> <p>地域建設業が働き方改革、生産性向上を進め、将来に亘って地域の安全と安心を守るという社会的使命を果たし、公共工事の品質を確保していくためにも、安定的・持続的な公共事業予算の確保、並びに適正な利潤の確保が図られるようお願いいたします。</p>
[県]	<p>建設部では、新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を最大限活用するなど、必要な予算をしっかりと確保し、取り組んでいるところです。</p> <p>国に対しては、災害に強い県土づくりやコロナ禍からの復興を推進するため、社会資本整備事業に必要な予算の確保と、5か年加速化後も、中長期的かつ明確な見通しのもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計について十分配慮するよう要望しているところです。</p> <p>なお、先の国会において、5か年加速化対策後の国土強靱化を計画的かつ着実に推進させるため、「国土強靱化基本法」が改正されました。</p> <p>改正法に基づき策定される「実施中期計画」には、実施する施策の内容、計画期間や事業規模等が定められることから、より安定的かつ充実した計画となるよう、今後も、あらゆる機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>また、資材価格高騰に対する迅速な単価改定や、「スライド条項」の適切な運用、週休2日を前提とした工期設定と経費の計上など、公共工事における品質確保や働き方改革についても重点的に取り組んでまいります。</p>

2 働き方改革への取り組みについて

[協会]	<p>令和6年4月から時間外労働の上限規制が建設業にも適用され、働き方改革の着実な取り組みが喫緊の課題となっております。</p> <p>県では「週休2日制の普及」に向け工事発注に当たっては、当初から割増の経費補正をして発注されております。</p> <p>一方、市町村においては、週休2日制の普及が進んでいるとは言い難い状況にあると思われますので、県から市町村へ積極的に週休2日工事の実施について働きかけていただきますようお願いするとともに、休日が増え</p>
------	---

	でも労働者の減収とならないよう、補正係数のさらなる引上げをお願いいたします。
[県]	<p>県では、国、県及び県内市町村で構成される「長野県発注者協議会」を毎年度開催し、公共工事の品質確保の促進や働き方改革に向けた取り組み等について意見交換を行うとともに、発注者間の連携及び協力体制の強化を図っているところであり、ご提案の週休2日工事の実施についても引き続き市町村への情報提供等とあわせ、先ほど説明したハンズオン支援も活用しながら、働き方改革の取組を強化してまいります。</p> <p>「週休2日工事」に係る経費の補正の係数引き上げについては、国が「諸経費動向調査」や「労務費調査」の結果を踏まえ、現行措置に代わる新たな補正措置を立案できないか検討されているため、その動向を注視し、国で改定され次第、速やかに対応してまいります。</p>

3 優良技術者表彰について

[協会]	<p>令和4年度の長野県優良技術者表彰が行われ、一般部門で58人、若手部門で15人の技術者の方が栄えある受賞をされました。</p> <p>この制度につきましては、令和3年7月30日に開催された第43回全体会議と令和4年4月7日に開催された第45回全体会議に於いて、以下の課題を挙げさせていただき制度の見直しとインセンティブ設定の改善をお願いしているところです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域に密着した企業や技術者への評価を反映しにくい。 ② 企業や技術者の受賞に偏りが生じる。 ③ 工事の分野、工種により工事成績評定の内訳、基礎点が異なるので公平性が確保されない。 ④ 管理測点が少ない工事や舗装工事など評定点の満点が低い工事があるので、高い点数を取り易い工事に偏る。 ⑤ 1社当たりの受賞者数の上限が無く、現場で本当に苦労した技術者が評価されにくい。 ⑥ 発注機関の推薦方式の場合には、地域に密着した建設業の観点から、一概に工事評価点のみでは測れない工事を考慮できるが、現在の表彰制度では考慮されていない。 <p>県からは、「制度を実施して課題を見極めて参ります。インセンティブについては検討してまいります。」とのご回答を頂いておりますが、会員からも意見が出ておりますので、継続的に意見交換をしていただきご検討をお願いいたします。</p> <p>また、変更の必要が生じた場合には速やかに対応いただきますようお願いいたします。</p>
------	--

[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・優良技術者表彰制度の開始から工事成績評定平均点は、上昇傾向であり技術者の資質向上及び公共工事の品質向上と表彰制度による効果が図れているところです。 ・「地域を支える建設業」検討会議など皆様からの意見や要望については、「優良技術者評価委員会」に伝えたところであり、検討を進めるところです。 ・今後、制度の検証、検討にあたり、候補者選定の基本となる工事成績評定点の評価方法、表彰の評価方法、インセンティブのあり方など、皆様の意見を伺いながら実態及び実情を踏まえ、より良い制度となるよう総合的に検討してまいります。 ・引き続き、「施工・品質確保分科会」及び「技士会」での意見交換をお願いいたします。
-----	--

4 担い手の確保育成について

[協会]	<p>担い手の確保は全産業に共通しての課題ですが、建設業においても若手就業者が減少すると共に高齢化が進行しており深刻かつ喫緊の課題となっています。</p> <p>また、新規高等学校卒業者の建設業求人数は大幅に増加していますが、就職内定者数は平成27年度から減少傾向にあります。</p> <p>現在、高校再編計画が進んでいますが、建設系の学びの場が少なくなっているうえ、県下には、高等教育として建設系の学問を学ぶ場は、信州大学と長野工業高等専門学校しかなく、県立の長野県工科短期大学校や南信工科短期大学校には建設系学科がないのが現状です。</p> <p>災害に強い安全・安心の長野県づくりに貢献したい、長野県の発展に貢献したいという夢や情熱を持った学生の学びの場を確保し、建設業の担い手を確保・育成するためにも、今年度も6月15日に開催いただいたところですが、長野県教育委員会・建設部様との「高校再編計画等に係る意見交換会」を継続的に開催していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、建設技術学園の復活、建設大学校の設立についてご検討いただきますようお願いいたします。</p>
[県]	<ul style="list-style-type: none"> ・建設産業の担い手の確保については、人口減少と少子高齢化の進行や、求人に対する充足率の低迷など、深刻な状況と認識しています。 ・これまでも、次世代を担う人材の確保のため、中学生、高校生に対して建設産業の魅力を体感してもらうキャリア教育を協会の皆様と連携して実施していますが、建設系学科高校を含めた土木・建築の「学びの場」を確保していくことも重要な取組の一つです。

	<ul style="list-style-type: none"> ・協会の皆様からは、高校再編に際して、既存の建設系学科の存続や空白地の解消など、様々な要望があることから、建設業協会と県教育委員会、建設部による意見交換の場を設け、これまでに3回開催しています。 ・業界が求める人材や雇用における課題、高校生を県内企業の就職に結びつけていく取組等について意見交換を行い、相互理解が深まってきたと認識しています。 <p>引き続き、6月に立ち上がった「特色ある県立高校づくり懇談会」の動向等を踏まえ、県内高校の建設系学科のあり方について意見交換を継続していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、新たな県総合5か年計画において、社会を変革する8つの新時代創造プロジェクトの一つに『人口減少下における人材確保プロジェクト』を位置付け、部局横断で議論をスタートさせたところです。 ・今後も、建設産業の人材確保・育成について、高校再編も含めた「学びの場の確保」の有効な手段を皆様と一緒に考え、研究してまいります。
--	---

5 高騰する資材価格の速やかな設計価格への反映について

<p>[協会]</p>	<p>世界経済の影響による、油脂、燃料、骨材、鋼材など建設資材価格の値上がりの影響が多方面に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>発注工事の積算に使う資材単価は、実勢価格を調査して設定されますが、この度、国土交通省において、市場の実態を踏まえた適正な請負代金を設定するためには単価を毎月更新する必要があるとして、地方整備局を通じて都道府県に改善を働きかけるとともに取組状況を追跡調査することになり、長野県におかれましても体制を強化されて対応いただいております。また、契約後の資材価格高騰に対しては、スライド条項の運用や設計変更での適切な対応を図って頂いていることに御礼申し上げます。</p> <p>しかしながら、スライド条項には1～1.5%の受注者負担割合があります。この負担割合については、経営上最小限度必要な利益まで損なわれることが無いように配慮して定められた率とされておりますが、受注者の適正な利益が圧迫されているため、適正な利益が得られるよう、国において実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについての検討が行われるようお願いいたします。</p>
<p>[県]</p>	<p>建設工事標準請負契約約款（以下、「契約書」とする。）第26条（いわゆるスライド条項）においては、同条第2項で「全体スライド」の受発注者の負担1.5%、第30条に準拠し、「単品スライド」及び「インフレスライド」の受発注者の負担を1%と定めて運用しております。</p> <p>これら負担割合は、国の実態調査を基に建設業者の経営上最小限度必要な</p>

	<p>利益まで損なわないように配慮して、中央建設業審議会第6回改正（昭和56年3月3日）により定められたものです。</p> <p>当県は、本年6月12日の春の国要望に際し、知事から国に対し建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討するよう要望しておりますが、引き続き皆様からも国に対して強く要望していただきたい。</p>
--	--

（3）各分科会からの報告（別途分科会資料参照）

（維持管理・危機管理分科会）

ICT施工を実施する企業にアンケートをとる予定。

（4）その他

- ・建設業協会から資料提供あり。（資料No.2～No.3）
- ・資料No.2の調査は民間工事も含まれている。（主に建築工事）

6 講評（東日本建設業保証株式会社 清水支店長）

- ・創立70周年記念事業として、建設業の魅力を伝える動画を作成している。
- ・建設業に従事する若者に自身の仕事について紹介してもらう内容。
- ・これまでの動画を紹介する資料もあるのでご活用いただきたい。

以 上